

志木市新庁舎建設工事 総合評価結果報告書



令和2年7月

志木市

目 次

1. 事業の概要	・・・ 1
(1) 志木市新庁舎建設工事について	
(参考1) 事業スケジュール	
(参考2) 新庁舎完成後の全体イメージ	
2. 工事公告の概要	・・・ 2
3. 落札者決定の方法	・・・ 2
(1) 総合評価落札方式の導入について	
(2) 落札者決定までのフロー及び日程	
(3) 入札参加資格要件等	
(4) 総合評価の方法	
(5) 技術提案書審査体制	
4. 落札者決定の経緯	・・・ 8
(1) 入札参加申請書の提出	
(2) VE提案及び対話	
(3) 技術提案書、入札書及び工事費内訳書の提出	
(4) 技術提案書の審査	
(5) 入札価格の開札	
(6) 総合評価点の算出及び落札者の決定	
5. 志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会講評	・・・ 11

1. 事業の概要

(1) 志木市新庁舎建設工事について

旧市庁舎は、昭和47年に建設されましたが、旧耐震基準の建築物であったことから、平成19年度に耐震診断を実施したところ、耐震性能が不足することが判明しました。また、耐震診断と同時に行った、建物・設備等劣化調査では、各部位において劣化が進行しているとともに、耐用年数を超えた機器類の経年劣化が指摘され、さらに、関係法令に対する不適合も指摘されていました。

このようなことから、新市庁舎の整備に関するさまざまな検討や議論を庁内外で進め、建設事業手法等の比較検討を行った結果、既存庁舎を解体し新たに新市庁舎を建設する「市庁舎単独による建替え」を前提に事業を進めることとし、平成28年10月に「志木市新庁舎建設基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

平成29年度には、基本計画において設定した「基本理念」〔小さなまちの特徴と市民力が活かせる、充実した機能が確保された「スマート」で「コンパクト」な市民に親しまれる市庁舎の建設を目指します。〕をふまえ、全4回の市民ワークショップを開催して広く市民の意見を聞くなど、設計に「志木市らしさ」を取り入れながら検討を重ね、平成30年3月に「基本設計」を、平成31年2月に「実施設計」をまとめました。

(参考1) 事業スケジュール

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
工事			引渡・引越
	新庁舎建設工事		● 業務開始
		人工地盤建設工事 (別途工事)	

(参考2) 新庁舎完成後の全体イメージ



2. 工事公告の概要

工 事 名	志木市新庁舎建設工事	
工 事 場 所	志木市中宗岡1丁目1番1号	
工 期	令和4年4月28日まで	
工 事 概 要	敷地面積	9,039.15 m ² （人工地盤（別途工事）を含む）
	用途地域	第二種住居地域
	防火地域等	建築基準法第22条地域、高度地区（25m）
	日影規制	4時間、2.5時間（測定高さ4m）
	建ぺい率	60%（角地緩和により70%）
	容積率	200%
	主要用途	事務所（市役所）・駐車場
	建築面積	2,538.55m ² （既存建築物含む 2,548.03m ² ）
	延床面積	10,849.52m ² （既存建築物含む 10,859.00m ² ）
予定価格入札書比較価格	5,450,000,000円（税抜）	
調査基準価格入札書比較価格	5,014,000,000円（税抜）	
失格基準価格入札書比較価格	4,087,500,000円（税抜）	

3. 落札者決定の方法

(1) 総合評価落札方式の導入について

総合評価落札方式は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく事業者選定手法であり、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と示されており、国や地方自治体の大型工事において広く採用されている手法です。一般的な価格のみの競争と異なり、価格と価格以外の要素（技術的能力等）を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者として決定する方式です。

市では、志木市新庁舎建設工事の実施において、市庁舎が市民サービスを提供する施設であるとともに、重要な防災拠点でもあることから、工事施工に関する高度な技術力や経験・実績を有し、併せて工事による市内への貢献度がより高い事業者を落札者として選定することを目的として、総合評価落札方式を導入することとしました。

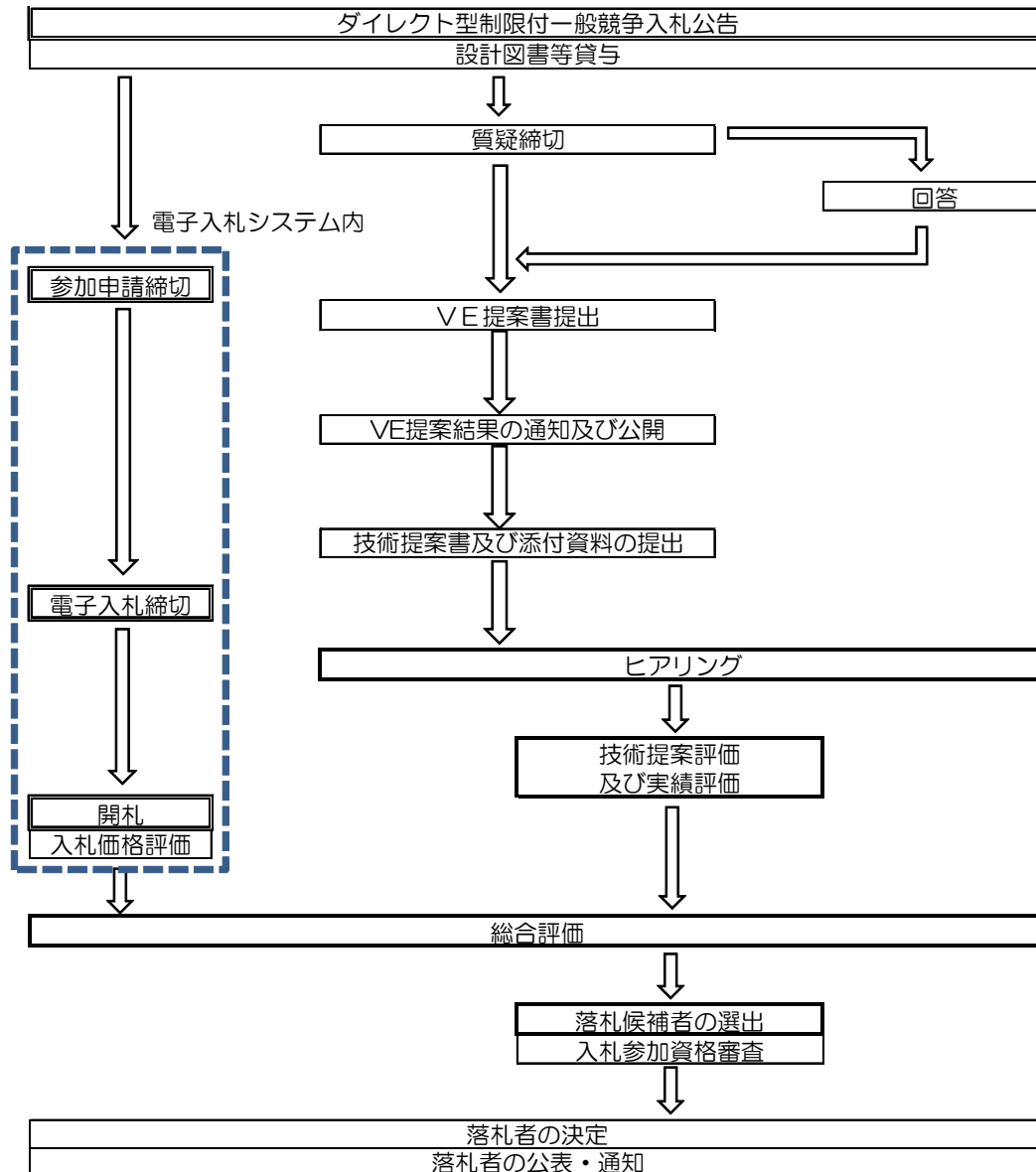
落札者の決定にあたっては、厳正を期すため、電子入札システムを利用することで開札時まで入札価格を厳重に管理することとし、また、技術提案評価については、学識経験を有する者を含む志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置して審査することとしました。

また、技術提案の審査結果を開札の前に決定することにより、入札価格評価と技術提案評価を明確に分けて手続きを行うこととし、審査を行いました。

(2) 落札者決定までのフロー及び日程

落札者決定までの手順は、次のとおりとしました。

(落札者決定までのフロー)



(入札日程)

年月日	内容
令和2年2月 6日	総合評価落札方式ダイレクト型制限付一般競争入札公告
2月 7日～3月 6日	設計図書等貸与期間
2月25日～3月 6日	設計図書に関する質問書提出期間
3月 6日～3月13日	入札参加申請書提出期間
3月19日	設計図書に関する質問に対する回答の提示
3月19日～4月 3日	VE提案提出期間
4月23日、4月24日	VE提案結果の通知及び公開
5月18日～5月29日	技術提案書提出期間（新型コロナウイルスによる影響を考慮し、期限を1週間延長）
6月 8日～6月12日	入札書及び工事費内訳書提出期間
6月29日	〔第3回審査委員会〕技術提案書についてのヒアリング
7月 6日	〔第4回審査委員会〕 技術提案書の審査及び技術提案及び実績評価点の決定 入札書の開札及び価格評価点の決定 総合評価点による落札候補者の決定

(3) 入札参加資格要件等

本工事の入札参加者の構成および参加資格は次のとおりとしました。

- ①「平成31年度・令和2年度志木市建設工事等競争入札参加資格者名簿」(以下、「資格者名簿」という。)に 建築一式工事の業種で登載されている者であること。
- ②資格者名簿に登載されている営業所を埼玉県に置き、当該営業所に本市と契約締結権限を有する者を置いていること。
- ③その他、次の表の要件を満たしていること。

区分	項目
共通	ア告示日から入札日までの期間、営業停止又は埼玉県内の公共機関から指名停止等の措置を受けていない者及び志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
	イ地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
	(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
	(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者 (ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
ウ「志木市新庁舎整備基本及び実施設計業務委託」「志木市新庁舎発注支援業務委託」の受託者である株式会社佐藤総合計画又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう(以下、同じ)。	
施工	ア志木市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
	イ建築一式工事について、経営事項審査の総合評定値(P)が1,600点以上の者であること。共同企業体での施工の場合は、その他の構成員の総合評定値(P)が1,200点以上(志木市内業者においては800点以上)であること。
	ウ平成21年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体との請負契約により、以下の工事をいずれも元請として完成させた実績を有すること。 なお、本工事にJVとして参加する場合、施工実績のある者としては、代表構成員その他構成員のどちらでも可とする。
	(ア) 延べ面積10,000㎡以上の庁舎の新築、改築又は増築工事(増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が10,000㎡以上のものに限る。)に係る建築一式工事 (イ) 延べ面積5,000㎡以上の免震構造を有する施設に係る建築一式工事
	エ常時3ヶ月以上の雇用関係にある監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

(4) 総合評価の方法

ア 総合評価点の算出方法

総合評価では「入札価格」と「技術提案及び実績」の二つの面から評価を行い、次のとおり入札価格評価点配点が60点、技術提案及び実績評価点配点が40点の合計100点で評価することとしました。

(総合評価の結果が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を決定)

総合評価点配点 (100点) = 入札価格評価点配点 (60点) + 技術提案及び実績評価点配点 (40点)

※入札価格評価点配点：技術提案及び実績評価配点比率の決定について

審査委員会において、「入札金額による入札価格点配点」と「審査委員会の審査する技術提案及び実績評価点配点」との比率を、

1) 90 : 10、2) 80 : 20、3) 70 : 30、4) 65 : 35、5) 60 : 40、6) 50 : 50の6パターンで協議し、価格を重視しながら、かつ技術的能力や市・地域への貢献度も考慮した60 : 40の配分とする事が妥当であるとの意見を基に、配点比率を決定しました。

なお、総合評価点の算出は、価格と技術提案をそれぞれ分離して評価をすることから、評価結果を分かり易く明示するために、加算方式を採用しています。

イ 入札価格評価点

入札価格評価点は、入札参加者の入札価格を次式に従って換算することとしました。

入札価格評価点は上限を60点としました(予定価格を上回った入札参加者は失格)。なお、得点換算の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めることとしました。

入札価格評価点 = $60(\text{点}) - 100(\%) \times (\text{入札価格} - \text{調査基準価格} / \text{入札書比較価格}) \div \text{予定価格} / \text{入札書比較価格}$

ウ 技術提案及び実績評価点

技術提案及び実績評価点は、入札参加者から提出された技術提案の内容を、「別表1 評価項目及び配点」に基づき審査委員会が審査し、算出することとしました。

実績評価項目及び配点は、「別表1 評価項目及び配点」のア～ウに記載のとおりとしました。

技術提案評価項目及び配点は、「別表1 評価項目及び配点」のエ及びオに記載のとおりとし、そのうちA～Dの4段階評価とする項目については、審査委員が下記の表に従い評価して、各評価項目の平均点を算出することとしました。また、算出の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めることとしました。なお、技術提案及び実績評価点の合計が18点未満の場合は、失格とすることとしました。

さらに、審査の過程で必要と認める場合は、技術提案書の内容を確認するために、書面による質問回答もしくはヒアリングを実施することとしました。

表 採点の方法 (別表1 エ及びオ)

評価ランク	採点方法	採点基準の例
A	配点×1.0	優れた提案である
B	配点×0.7	やや優れた提案である
C	配点×0.4	標準的な提案である
D	配点×0.0	評価できる提案がない

別表 1 評価項目及び配点

		配点	配点 合計	方法
ア 企業の技術能力				
施工実績	平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の庁舎の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	1	1	あり/なし
イ 企業の社会的貢献度				
災害防止活動等の実績	県機関等(県及び県関係公社等)と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	1	1	あり/なし
ウ 配置予定技術者の技術能力				
施工経験	①平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が15,000㎡以上の免震構造の公共施設の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	1	1	あり/なし
	②平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の庁舎の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	0.5		あり/なし
エ 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応				
(ア) 工程管理の適切性	本工事の特性を踏まえて、マイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理方法を具体的に記述する。	5	21	A～Dの 4段階評価
(イ) 施工管理(品質管理)の適切性	施工中の品質管理方策(品質管理体制、定期的な内部監査方法等)や、施工精度を確保するための方策等、構造(免震装置を含む)及び仕上双方の品質管理に資する有効な方法を提案する。	8		A～Dの 4段階評価
(ウ) 施工管理(安全管理)の適切性	周辺住民、周辺環境(特に北側の住宅地)に配慮した敷地周辺の通常時、及び台風等、暴風時、地震時の安全対策の提案を具体的に記述する。	5		A～Dの 4段階評価
(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性	①河川に近接した敷地における有効で安全な仮設計画について提案する。	2		A～Dの 4段階評価
	②完成後の設備機器の調整について具体的に記述する。	1	A～Dの 4段階評価	
オ その他				
(ア) 市内企業の選定	①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する。	5	16	特記による
	②市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組について具体的な実施方法について記述する。	8		A～Dの 4段階評価
(イ) その他、独自に行う市や地域への貢献策	その他、独自に行う市や地域への貢献策への取り組みについて記述する。	3		A～Dの 4段階評価
合計			40	

※「ウ 配置予定技術者の技術能力」の配点は、①に該当する場合は1点、②に該当する場合は0.5点、①、②のどちらにも該当しない場合が0点のいずれかとなります。

エ 技術提案評価に関する特記事項

- ①技術提案書は、契約書の一部とし、市は工事中又は工事完了後において、履行状況について確認することとしています。
- ②別表1「オ その他(ア)市内企業の選定①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する。」については、次の算定式によって技術提案評価点を算定することとしています。

$$\text{入札参加者Aの得点} = \text{入札参加者Aの提案金額} \div \text{入札参加者中の最高提案金額} \times 5 \text{ (点)}$$

- ③別表1「オ その他(ア)市内企業の選定①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する。」にて受注者から提案された金額について、受注者の責に帰すべき事由によりこれを満足できない場合、請負金額に、入札価格評価点配点に対する受注者が得た当該項目の得点の割合と、受注者の当該項目の未達成度（ α ）を乗じた金額を徴収することとしています。

別表1「オ その他(ア)市内企業の選定①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する。」にて受注者から提案された金額について、受注者の責に帰すべき事由により技術提案の内容を満足できない場合に、本市が受注者から徴収する金額
 <算定式>

$$\text{市が受注者より徴収する金額} = \text{請負金額} \times \left(\frac{\text{受注者が得た当該項目の得点}}{60 \text{ 点 (入札価格評価点配点)}} \right) \times \alpha$$

$$\text{受注者の当該項目の未達成度 } \alpha = 1 - \frac{\text{市内事業者への発注実績金額}}{\text{市内事業者への発注提案金額}}$$

(5) 技術提案書審査体制

落札者の決定に関しては、技術提案等の中立かつ公平な審査・評価を行うため、学識経験を有する者等で構成する「志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会」を設置しました。なお、この審査委員会は地方自治法施行令第167条の10の2による学識経験を有する者の意見聴取を兼ねることとしました。

(志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会 委員名簿)

職名	氏名	所属
委員長	有賀 隆	早稲田大学理工学術院教授
副委員長	櫻井 正彦	志木市副市長
委員	香取 慶一	東洋大学理工学部教授
委員	柳沢 孝之	埼玉県都市整備部副部長
委員	尾崎 誠一	志木市総合行政部長
委員	中森 福夫	志木市都市整備部長

(審査委員会の開催状況)

会議名	日程	議題等
第1回審査委員会	令和元年10月11日(金)	審査委員会の運営について 入札参加資格要件及び日程(案)について 落札者決定基準について、等
第2回審査委員会	令和元年11月18日(月)	入札参加資格要件及び日程の確認 落札者決定基準の承認 その他の公告書類について(報告事項)等
第3回審査委員会	令和2年6月29日(月)	技術提案内容のヒアリング
第4回審査委員会	令和2年7月6日(月)	技術提案審査、VE採択報告 総合評価点による落札候補者の決定 審査講評(総評)等について

4. 落札者決定の経緯

落札者決定までの経緯は、次の（１）から（６）のとおりです。

（１）入札参加申請書の提出

令和２年３月６日から３月１３日までの間、入札の参加申請書を受付けた結果、次の２者から申請がありました。中立かつ公平な審査を行うため、入札参加申請者には受付記号を付与し、入札価格の開札まで入札参加者名を匿名にした上で審査を進めることとしました。

受付記号	入札参加申請者
1	株式会社大林組 埼玉営業所
2	鹿島建設株式会社 関東支店

（２）VE提案及び対話

令和２年３月１９日より４月３日まで、入札参加者が想定する、設計図書等で示された内容を変更する提案（以下、「VE提案」という。）を求め、その適否の判定を行う対話を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間中であったため、直接対話をする形式から、書類の取交しに変更して、VE提案に対する採択の結果通知を令和２年４月２３日に行い、翌２４日に公開しました。

なお、入札参加者より提案のあったVE提案については、機能を損なわず効果的にコストを縮減する内容について、市において積極的に採択を行いコスト縮減を図ることとし、その採択数は次のとおりとなりました。

受付記号	VE採択数
1	54
2	27

（３）技術提案書、入札書及び工事費内訳書の提出

当初、令和２年５月１８日から５月２２日までとしていた、技術提案書の提出期間について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間中であったことを考慮し、５月２９日まで延長して、郵送による技術提案書の受付を行いました。

また、令和２年６月８日から６月１２日までの間、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を受付けました。

なお、入札参加申請者２者からの応札がありました。

(4) 技術提案書の審査

審査委員会の委員は、受付記号で管理された審査書類で審査を行いました。

令和2年6月29日に、各事業者の提案内容についてプレゼンテーションを受け、審査段階で生じた疑問点等に対しヒアリングを行ったうえで、令和2年7月6日に各技術提案評価項目について審査を行いました。

(技術提案書審査結果)

※事業者名は開札後に公表

評価項目	事業者名 配点	受付 記号 1	受付 記号 2	
		配点		
ア 企業の技術能力				
施工実績	平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の庁舎の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	1	1.00	1.00
イ 企業の社会的貢献度				
災害防止活動等の実績	県機関等(県及び県関係公社等)と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	1	1.00	1.00
ウ 配置予定技術者の技術能力				
施工経験	①平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が15,000㎡以上の免震構造の公共施設の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	1	1.00	1.00
	②平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の庁舎の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	0.5		
エ 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応				
(ア) 工程管理の適切性	本工事の特性を踏まえて、マイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理方法を具体的に記述する。	5	3.12	3.86
(イ) 施工管理(品質管理)の適切性	施工中の品質管理方策(品質管理体制、定期的な内部監査方法等)や、施工精度を確保するための方策等、構造(免震装置を含む)及び仕上双方の品質管理に資する有効な方法を提案する。	8	4.76	6.00
(ウ) 施工管理(安全管理)の適切性	周辺住民、周辺環境(特に北側の住宅地)に配慮した敷地周辺の通常時、及び台風等、暴風時、地震時の安全対策の提案を具体的に記述する。	5	3.38	3.80
(エ)発注者が指定した課題への対応の的確性	①河川に近接した敷地における有効で安全な仮設計画について提案する。	2	1.58	1.58
	②完成後の設備機器の調整について具体的に記述する。	1	0.64	0.88
オ その他				
(ア)市内企業の選定	①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する。	5	4.15	5.00
	②市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組について具体的な実施方法について記述する。	8	6.38	6.26
(イ)その他、独自に行う市や地域への貢献策	その他、独自に行う市や地域への貢献策への取り組みについて記述する。	3	1.74	2.46
技術提案及び実績評価点		40	28.75	32.84

(5) 入札価格の開札

令和2年7月6日に審査委員会において、技術審査結果の決定を行った後、市は同日15時に電子入札システムにより開札を行いました。

(開札結果)

受付記号	事業者	入札価格(税抜)
1	株式会社大林組 埼玉営業所	5,014,000,000円
2	鹿島建設株式会社 関東支店	5,014,100,000円

(6) 総合評価点の算出及び落札者の決定

入札価格を換算式(P.5参照)にあてはめ、入札価格評価点を算出した上で、技術提案書の審査結果である技術提案及び実績評価点を合算して、総合評価点を算出しました。

(総合評価点算出結果)

受付記号	1	2
事業者	株式会社大林組 埼玉営業所	鹿島建設株式会社 関東支店
入札価格 (税抜)	5,014,000,000円	5,014,100,000円
技術提案及び 実績評価点 (A)	28.75点	32.84点
入札価格評価点 (B)	60.00点	60.00点
総合評価点 (A)+(B)	88.75点	92.84点
総合評価 順位	2	1

この結果、総合評価点の最も高い鹿島建設株式会社関東支店が、落札候補者となりました。

その後、市において入札参加資格要件の事後審査を行い、同社を落札者として決定しました。

5. 志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会講評

審査講評（総評）

1. はじめに

志木市新庁舎建設工事は、価格面に加えて、技術力及び志木市内の地域への貢献力が総合的に優れた事業者との契約が強く望まれることから、総合評価落札方式のダイレクト型条件付一般競争入札により落札者を決定することとした。

2者より入札参加申請があり、技術提案に先立ち発注図に対する数多くのVE提案を受けた。VE提案については発注図と比較して、機能を損なわず効果的にコストを縮減する内容等について、市において積極的に採択を行い、コスト縮減が図られた。

各入札参加者の技術提案については、志木市新庁舎建設工事落札者決定基準に基づき、審査委員会において透明性のある議論を経て、書類審査及びヒアリングを行い、厳正に技術審査を行った。その結果である技術提案及び実績評価点と市が算出した入札価格評価点とを合算した総合評価点が、最も高いものとなった事業者2 鹿島建設株式会社関東支店を落札候補者として選定し市へ答申した。

その後、市は速やかに入札参加資格の審査を行い、本工事の落札者と決定した。審査委員会では、この結果が妥当であることを確認している。

事業者2 鹿島建設株式会社関東支店の技術提案は、総じて提案の内容が誰にもわかりやすく、ヒアリングにおいても丁寧な説明がなされていたことに加え、市内企業との連携や、独自の市内貢献について特に評価が高かった。本事業をより良いものとするために、優れた提案の特徴を十分に活かして、確実かつ安全に遂行され、永く、市民に愛され、機能的な市庁舎になることを期待する。

2. 各審査項目の評価について

ア 企業の技術能力については両者共に十分な施工実績を持っていることが確認できた。

イ 企業の社会的貢献度についても両者共に十分な災害防止活動等の実績を備えている。

ウ 配置予定技術者の技術能力も、両者共に申し分ない施工経験を持つ技術者を配置することが予定されている。

上記ア～ウについては、両者共に満点の評価となった。

エ 施工管理の適切性については、（ア）工程管理の適切性 （イ）施工管理（品質管理）の適切性（ウ）安全管理の適切性（エ）発注者が指定した課題への対応の的確性の4項目について審査を行った。

（ア）工程管理の適切性については、両者とも適切な工程について提案をしていたが、事業者2がより本事業を施工する上でのマイルストーン（重要な段階・節目）について十分な理解をし、杭、鉄骨などの工期遅延に関するリスクを適切に予見し、それらのリスクを回避する方策について具体的な提案の評価が高かった。

（イ）施工管理（品質管理）の適切性について事業者1は現場作業所を含めた組織全体の品質管理体制について丁寧に説明されていた。また、複雑な建物形状を考慮した外装の異種取り合いに関する有効な品質管理提案があり評価された。一方事業者2は重点品質管理の目標、内容が適切に設定されており、免震構造のみならず杭・鉄骨などの構造全般、及び内装、設備の品質管理や、別途工事の人工地盤工事との取合いの管理精度についてより具体的な提案が評価された。

(ウ) 安全管理の適切性については、事業者1は周辺環境を丁寧に事前調査していた点は評価された。事業者2は敷地周辺の道路に対するきめ細かな搬入・搬出ルート等の配慮の提案、及び台風や地震等の対策に対する有効な安全管理の提案の評価が高かった。

(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性については、①河川保全区域内に敷地があることに留意した仮設計画については両者共に十分な検討がなされていると評価された。②完成後の設備機器の調整については、事業者2のフォローアップ体制が評価された。

オ (ア) 市内企業の選定 ①市内企業への調達金額については事業者2が高い金額を提案した。②市内企業との連携やその他地域活性化に資する取組については、事業者1は建設業以外の市内企業との連携、災害時の地域の安全に貢献する具体的な取り組みについて評価された。事業者2は建設業及びそれ以外の市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する具体的な取り組みが評価された。(イ) その他、独自に行う市や地域への貢献策については事業者2がより具体的で詳細な優れた提案がなされ、評価が高かった。

以上、入札参加者各位には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間中の提案書類作成など、極めて困難であったと推察されるが、提案の作成に取り組まれた姿勢を高く評価するとともに深く感謝を申し上げたい。

志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会

委員長 有賀 隆